

# 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

## 令和2年度概算要求額 158.8億円（75.8億円）

中小企業庁 経営支援課  
03-3501-1763  
中小企業庁 小規模企業振興課  
03-3501-2036

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の3/4（うち国が1/2、県が1/4）を補助します。また、商業機能回復のため、共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用も補助します（補助率は上記と同様）。

#### 成果目標

- 平成23年度から平成32年度までの10年間の事業であり、最終的には被災地域の経済・雇用の早期回復を目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

##### 1. 対象者

中小企業等グループに参加する構成員（商店街振興組合、まちづくり会社 等を含む）

##### 2. 対象経費

施設費、設備費、市場調査費 等  
商業等の賑わい創出のためのイベント等の事業費 等

##### 3. 補助率

中小企業者・中小企業事業協同組合等 : 3/4（国1/2、県1/4）



※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能です。

### 事業イメージ

#### （1）施設の復旧等

- 中小企業等の事業者がグループを形成し、復興事業計画（自らの施設復旧に要する経費（資材・工事費等）を積算したものを含む）を作成し県の認定を取得します。計画認定後、認定されたグループの構成員が自らの施設復旧に要する費用について県に補助金を申請し、国の審査を経て交付決定されます。
- 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「新商品・サービス開発」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等）に要する費用も補助します。

#### （2）共同店舗の新設や街区の再配置等

- また、共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業規模への復興等を支援します。

